

仕 様 書

件 名	リーフレット「扶養親族等申告書作成と提出の手引き（紙）」
名 称	・リーフレット「扶養親族等申告書作成と提出の手引き（紙）」のうち【継続分】をリーフレット A2 という。 ・リーフレット「扶養親族等申告書作成と提出の手引き（紙）」のうち【新規分】をリーフレット B2 という。
紙 質	上質紙 A判 35 kg ※ グリーン購入法に適合するものであること。（入手が困難な場合を除く。）
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表4色（墨、青、赤、黄）、裏4色（墨、青、赤、黄） ※ 表裏フルカラー
サ イ ズ	A3（縦 297mm×横 420mm）1 枚 （仕上がり：A4・4頁）
製 本	冊子加工：中綴じなし（仕上げ寸法は 297mm×210mm（A4・4頁））1 頁の表題部分が外側に現れるように巻三つ折り。
梱 包	1. 50 部ごとに帯封。また、指定場所への納入時の印刷物の毀損・破損・汚損防止策として、200 部ごとにクラフト紙等で梱包すること。 2. 梱包した外側 2 側面及び上面に印刷物の名称、数量、製造年月、製造番号及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 3. 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること。（生産されていない場合は除く。） 4. 折れ曲がりがあると作業に支障が生じることから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。
予定数量	別紙 1 のとおり
納 期	別紙 1 のとおり
納入場所	別紙 1 のとおり
そ の 他	1. 印刷 ① 印刷内容（案）は、別紙 2 を参考すること。レイアウトはリーフレット A2 及びリーフレット B2 の 2 種類がある。なお、リーフレット A2 及び B2 の数量配分は、契約締結後、別途連絡する。 ② 正式な原稿は、契約締結後 3 営業日以内に電子媒体（又は紙媒体）で提供する（二次元バーコード作成のための URL も原稿と共に提示する）。 ③ 契約期間内において原稿の変更がありうる。なお、変更のある場合は、納期の 2 か月前までに下記校正担当から連絡する。 ④ 発注数量の連絡は各納入期限の 1 ヶ月前までに行う。ただし、大幅に

増減する場合については、1.5～2ヵ月前に連絡する。

2. 校正

校正は、初回納品時及び原稿変更時（3回程度）に行う。

- ① 校正紙及びPDFファイル（※テキストデータを識別できるPDFファイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの）を別紙1に定める期日までに提出し、日本年金機構の可否の判断を受けること。なお、合格連絡の後に印刷を開始すること。
- ② テキストデータを識別できるPDFファイル形式とは、ファイル内のデータを編集できる状態のことを言う。なお、確認方法は、PDFを「Adobe Acrobat Reader」等にて展開した時に「コントロールキー（Ctrl）」と「エー（A）」を同時に押すと強調される。

3. 納品

- ① 納品場所等の詳細は、契約締結後、別途連絡する。
- ② 製品が完成次第、製品サンプルを各50部及びそれぞれの版下データ（※テキストデータを識別できるPDFファイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの）を下記校正担当に納品すること。
- ③ 納品前に、製品の棄損、破損及び汚損、印刷ずれや糊付け不備等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。
- ④ 指定場所への納入にあたっては、印刷物が棄損・破損・汚損することがないよう注意すること。
- ⑤ 納品後5営業日以内に、下記校正担当へ納品した証明（納品書・受領書等）の写しを提出すること（納品日ごとに証明を作成すること）。

4. その他

- ① 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属する。
- ② 受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務主体的部分を除く一部について再委託する場合、受託事業者は、別紙1に定める期日までに機構に提出のうえ書面による承認を得なければならない。なお、本業務において、主体的部分を除く一部とは搬送業務等に限る。
- ③ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。
- ④ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
- ⑤ 仕様書等に疑義がある場合は、質問書（任意様式）を作成のうえ、下記校正担当に別紙1に定める期日までに提出すること。質問書をFAXにて提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。
- ⑥ 質問書に対する回答は、仕様書等を受領したすべての者に対し、別紙1に定める期日までに機構HPへ掲載する。

校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号 日本年金機構 特定事業部 特定事業管理 G 担当：森、芝、大塚 連絡先：03-6861-8141
------	--



納入場所及び予定数量		
納品回数	納品場所	予定数量
1回目	日本年金機構本部(高井戸) (日本年金機構本部各部署用)	6,200部
2回目	首都圏近郊1ヶ所 (各年金事務所等用)	124,800部
3回目	首都圏近郊1～5ヶ所 (年次分扶養親族等申告書作成業者用) ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	5,250,000部
4回目	首都圏近郊1ヶ所 (月次分扶養親族等申告書作成業者用) ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	190,000部
5回目	首都圏近郊1ヶ所 (再勧奨用) ※ 日時、場所については申告書作成業者との調整による	212,000部

- 申告書作成業者の申出により、納入場所を首都圏近郊以外とする場合については、首都圏から申告書作成業者が指定する納入場所までの費用は、申告書作成業者が負担する。
- 発注数量の連絡は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の1ヵ月前までに行う。なお、各予定数量は増減すること(0を含む。)がある。
- 原稿の変更がある場合は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の2ヵ月前までに行う。
- 上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。
- 上記以外に納品を求める場合(3回程度)があるが、その場合は納入枚数及び納品日について協議を行う。

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。 別紙2
リーフレットA2

〔令和8年分〕【継続】 案 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き 【紙の申告書を提出する場合】

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

▶ 申告書の内容を確認

提出時点での扶養状況、所得の見積と比較

㊦前年から「変更なし」の場合

⇒「㊦(変更なし)」に○をしてください。

㊩前年から「変更あり」の場合

⇒「㊩(変更あり)」に○をしてください。

0

㊦ 前年から「変更なし」で申告します。
提出年月日および㊦受給者欄にご本人の氏名、電話番号を
記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。

㊩ 前年から「変更あり」で申告します。
「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない
箇所も含め、該当項目をご確認ください。

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面 14「摘要」欄に代筆した旨

と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和 6 年 10 月 6 日
A 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX - XXXX
生年月日	昭和 31 年 11 月 30 日

㊦「変更なし」の場合

㊩「変更あり」の場合

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書 を入れ、切手(※2)を貼って投函

▶ A(受給者)・B(控除対象となる配偶者)・C(扶養親族)欄を訂正・追記・抹消

変更がある場合は二重線で訂正・追記・抹消ください。訂正印は不要です(2~4ページを参照)。

記載事項が印刷されていない場合には、追加でご記入ください。

例は赤字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペン等でご記入ください。

<訂正の例>

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄
フリガナ	ネンキン トミエ	3子 4孫
氏名	年金 トミエ	5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等
続柄	トミエ	9三親等以内の親族

○が印刷されている項目を訂正する場合、
印刷されている○を二重線で抹消してから、
正しい項目に○をご記入ください。

<抹消の例>

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	続柄	10 特定・老人の種別
フリガナ	ネンキン トミエ	3子 4孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令
氏名	年金 トミエ	5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等	年 月 日
続柄	トミエ	9三親等以内の親族	13 8 11

印刷されている対象者を抹消する場合、氏名(フリガナと
漢字の両方)、生年月日等すべての項目を二重線で抹消
してください。

▶ D「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。
普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「84円」(令和6年9月時点の金額。令和6年10月1日からは110円。)です。

『令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表面

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書			
0		※令和7年分扶養親族等申告書をスマートフォン等で電子申請により提出した場合は、本用紙の提出は不要です。	
㊦ 前年から「変更なし」で申告します。 提出年月日および㊦受給者欄にご本人の氏名、電話番号を 記入し、ご提出ください。他の項目はご記入不要です。		提出期限 令和6年 XX月 XX日	
㊩ 前年から「変更あり」で申告します。 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない 箇所も含め、該当項目をご確認ください。			
提出年月日	令和 6 年 10 月 6 日	99999 99999 9999	99999 99999 9999
A 受給者			
フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名	年金 太郎	2 寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親
電話番号	03-XXXX - XXXX	3 本人所得	1. 普通障害 2. 特別障害
生年月日	昭和 31 年 11 月 30 日	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。	
B 控除対象となる配偶者			
フリガナ	ネンキン ハナコ	4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分
氏名	年金 花子	6 配偶者障害	1. 普通障害 2. 特別障害
続柄	1. 夫 2. 妻	7 同居等の区分	1. 同居 2. 別居
生年月日	32 年 5 月 5 日	8 配偶者老人区分	1. 非居住者 2. 老人
C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)			
フリガナ	ネンキン イチロウ	9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別
氏名	年金 一郎	11 障害	1. 普通障害 2. 特別障害
続柄	3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内の親族	12 同居等の区分	1. 同居 2. 別居
フリガナ	ネンキン ジロウ	13 年間所得の見積額	48万円以下 48万円超
氏名	年金 次郎	14 障害	1. 普通障害 2. 特別障害
続柄	3子 4孫 5父母祖父母 6兄弟姉妹 7その他 8甥姪等 9三親等以内の親族	15 同居等の区分	1. 同居 2. 別居

個人番号(マイナンバー)欄の説明

「収録済」と印刷されている場合

⇒記入は不要です。

※前回提出してからマイナンバーの変更がある場合は、㊩「変更あり」に○をしてください。
さらに、申告書裏面 14「摘要」欄に該当者の氏名と変更後のマイナンバーをご記入ください。

「未収録」と印刷されている場合

⇒㊩「変更あり」に○をして、扶養親族のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。
※記入がない場合でも、記入のないことを理由に申告書を不受理とすることはありません。
※記入すると、翌年以降は記入不要です。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、
申告書裏面 14「摘要」欄に、該当者の氏名および、お持ちでない旨
とその理由をご記入ください。

【記入項目の説明】

0 令和6年分から扶養状況に変更がありましたか？

前年の申告内容(氏名、生年月日、障害の有無等)を印刷しています。**変更がないか**ご確認ください。
提出年月日をご記入ください。

●前年から「変更なし」の場合

アに○をし、**④欄**にご本人の氏名、電話番号を記入のうえ、ご提出ください。**それ以外の記入は不要**です。

●前年から「変更あり」の場合

イに○をし、**④欄**にご本人の氏名、電話番号を記入のうえ、申告書をご記入ください。
内容を変更する場合は、1ページの「**①②③欄**を訂正・追記・抹消」をご覧ください。

A 受給者

1 本人障害

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害のいずれかに○をしてください。
また、申告書裏面**14**「摘要」欄に受給者の氏名、**障害手帳の種類**(身体障害者手帳等。名称は正確に記入)と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。
障害を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

2 寡婦等

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。
寡婦・ひとり親を示す書類の提出は不要です。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。
※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

二次元
コード

年間所得の計算方法等、
記入項目の詳細については、
日本年金機構ホームページ
をご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分

配偶者の収入が年金のみで、記載している年金額以下の場合は、上段に○をしてください。
それ以外の場合は、**(退職所得を含む)年間所得見積額**(収入金額から控除額を引いた金額。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。)を中段に必ずご記入ください(金額がマイナスの場合はゼロと記入)。
※前年に配偶者の年間所得見積額を**48万円以下で申告いただいた場合、年金を受給していない方も含め、一律上段に○が印刷されています。**
前年より配偶者の収入が増加した場合は、○を抹消し、改めて所得見積額を中段にご記入ください。

配偶者が退職手当を受ける見込みである場合、下段の「退職所得あり」に○をしてください。そして退職所得額を計算のうえ、退職所得を除く年間所得見積額をご記入ください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

6 配偶者障害

記入方法は**1**をご覧ください。
配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合**は、障害者控除の対象外です。

7 同居等の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。
「別居」の場合は、申告書裏面**14**「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。
配偶者が国外にお住まい(非居住者)である場合は、「1.非居住者」に○をし、添付書類を同封して提出してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2.老人」に○をしてください。
配偶者の所得見積額が48万円を超える場合は対象外です。
※老人控除対象配偶者(70歳以上・昭和31年1月1日以前に生まれた方)を「2.老人」と省略して記載しています。

裏面

3人目以降の扶養親族欄

個人番号(マイナンバー)欄の説明は2ページをご覧ください

裏面	
C 扶養親族(続き)	
9 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)※	続柄
フリガナ	氏名
氏名	生年月日
障害	障害
同居等の区分	年間所得の見積額
1.同居	2.別居
3.留学	4.障害者
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.特定	2.老人
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内の親族	
10.特定・老人の種別	
1.普通障害	
2.特別障害	
3.30歳未満70歳以上	
4.障害者	
5.年38万円以上送金	
6.退職所得あり	
7.退職所得を除いた金額が48万円以下	
8.退職所得を除いた金額が48万円超	
9.三親等以内	

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。 別紙2
リーフレットB2

案 [令和8年分]【新規】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き 【紙の申告書を提出する場合】

スマートフォン等で電子申請により申告書を提出した場合は、紙の申告書は提出不要です。

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入(日中ご連絡のつくお電話番号をご記入ください)

※氏名(フリガナ)、生年月日をご確認ください(押印は不要です)。

※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨
と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和 6 年 10 月 6 日
A 受給者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX - XXXX
生年月日	昭和 31 年 11 月 30 日

▶ A (受給者)欄を記入

提出時点での状況をご記入ください(以下 B C D 欄も同じ)。

2ページ、3ページを参照。

「本人障害」「寡婦等」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない
場合

扶養親族等がある
場合

▶ B (控除対象となる配偶者)

C (扶養親族)

欄を記入

2～4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで
1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は
配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、扶養親族の所得額が該当
する項目いずれかに○をしてください。

所得金額の計算方法は日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

▶ D 「摘要」欄を記入 4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒(※1)に申告書を入れ、切手(※2)を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています(年金事務所に申告書をご持参いただいた場合、切手は不要です)。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。
普通郵便で送付する場合に必要な切手代は「84円」(令和6年9月時点の金額。令和6年10月1日からは110円。)です。

『令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

表 面

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書															
提出年月日 令和 6 年 10 月 6 日				提出期限 令和6年XX月XX日											
99999 99999 9999 99999 99999 99999															
A 受給者				下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。											
フリガナ ネンキン タロウ				① 本人障害				1. 普通障害 2. 特別障害							
氏名 年金 太郎				② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下				1. 寡婦 (子がない女性の方) 2. ひとり親 (子がいる方)							
電話番号 03-XXXX - XXXX				③ 本人所得 退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当				地方税(個人住民税)控除のみ 4. 寡婦 5. ひとり親							
生年月日 昭和 31 年 11 月 30 日								年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。							
B 控除対象となる配偶者															
④ 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者				⑤ 配偶者の区分				⑥ 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要							
フリガナ ネンキン ハナコ				配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方				1. 普通障害 2. 特別障害							
氏名 年金 花子				上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください (収入がない方はゼロを記入)。				⑦ 同居等の区分 国外居住の有無 国外居住の場合は記入不要							
続柄 1. 夫 2. 妻				万円				1. 同居 2. 別居							
生年月日 1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 昭 6. 平 7. 平				退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。				1. 非居住者 2. 老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当							
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11				11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11											
C 扶養親族 (3人目以降は裏面に記入してください)															
⑨ 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※				続柄 ⑩ 特定・老人の種別				⑪ 同居等の区分				⑬ 年間所得の見積額			
フリガナ ネンキン イチロウ				3 子 4 孫				1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 昭 6. 平 7. 平 8. 昭 9. 平				1. 普通障害 2. 特別障害			
氏名 年金 一郎				5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				1. 特定 2. 老人				1. 同居 2. 別居 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金			
フリガナ ネンキン トヨコ				3 子 4 孫				1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 昭 6. 平 7. 平 8. 昭 9. 平				1. 普通障害 2. 特別障害			
氏名 年金 豊子				5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				1. 特定 2. 老人				1. 同居 2. 別居 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金			

個人番号(マイナンバー)欄の説明

⇒ 扶養親族等のマイナンバーをご記入ください。

※マイナンバーが確認できる書類の添付は必要ありません。

※記入がない場合でも、記入のないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。

※記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、マイナンバーをお持ちでない方は、申告書裏面⑭「摘要」欄に、該当者の
氏名および、お持ちでない旨とその理由をご記入ください。

